住所　広島市佐伯区海老山町４番５号
林載鳳　昭和33年１月31日生
鄭舜華　昭和39年６月29日生
林美郷　平成３年１月５日生
林智郷　平成５年３月５日生
住所　東京都豊島区西巣鴨１丁目14番３―1201号
徐智香　昭和39年８月15日生
住所　東京都北区豊島３丁目17番16―703号
黄素萍　昭和56年９月４日生
崔志元　平成19年３月26日生
住所　愛知県津島市大坪町字東台95番地
陳洪凱　昭和43年12月15日生
王暁楠　昭和58年９月13日生
陳優佳　平成22年４月24日生
陳徳輝　平成26年10月10日生
住所　広島市東区上温品４丁目47番４―102号
金聖愛　昭和53年12月25日生
住所　福岡市博多区吉塚１丁目45番20―603号
張暁燕　昭和45年７月９日生
住所　岐阜県大垣市坂下町131番地２
バネッサ・ナツミ・キムラ　平成５年６月６日生
住所　東京都江戸川区小松川２丁目２番１―1506号
李智惠　昭和56年10月５日生
住所　東京都足立区東保木間１丁目16番８―303号
キアラ・アレクサンドラ・ティト・テジュ　平成７年７月31日生
住所　京都市南区東九条烏丸町12番地
金永周　昭和30年７月７日生
金遥　平成２年８月29日生
金悠　平成５年２月８日生
住所　大阪府河内長野市大矢船中町22番６号
金博子　昭和36年12月４日生
金舜　平成10年９月７日生
金慎　平成14年６月５日生
住所　大阪市生野区巽西１丁目２番23号
李成香　平成４年10月30日生
住所　福島県河沼郡柳津町大字柳津字檀ノ下甲320番地８
田壮　平成７年６月12日生
住所　山形県鶴岡市大山１丁目３番27号
全智瑛　昭和58年９月26日生
住所　岐阜県美濃加茂市西町７丁目173番地
クラウジャ・チエミ・クニサワ・マツナミ　昭和60年８月５日生
住所　山口県岩国市山手町１丁目４番13―１号
金日登志　昭和36年10月25日生
盧光枝　昭和36年４月26日生
住所　広島市南区西蟹屋３丁目18番３―601号
金大志　平成６年４月16日生
金祥大　平成８年２月２日生
住所　東京都中野区中野４丁目22番３―1124D号
金愛　平成９年５月２日生
住所　愛知県清須市新清洲２丁目６番地10
朴光明　昭和28年６月20日生
趙美智代　昭和39年１月11日生
住所　千葉県船橋市行田３丁目１番14―906号
王娜梅　昭和60年９月10日生
住所　東京都板橋区高島平２丁目26番３―1034号
ジャン・ポール・チャンロ　平成15年８月26日生
住所　福岡市中央区福浜２丁目６番７―219号
畢偉　昭和57年７月５日生
畢靖卓　平成23年２月24日生
住所　富山県射水市作道18番地１
カラムジット・シング・カーロン　昭和43年３月27日生
住所　名古屋市港区宝神３丁目104番地７
周龍大　昭和46年10月４日生
住所　名古屋市港区辰巳町26番16号
白晶　平成８年３月26日生
住所　岡山県倉敷市福島510番地１
高武秀　昭和63年11月10日生
住所　神奈川県藤沢市片瀬２丁目20番５号
韓晢秀　昭和40年２月27日生
住所　川崎市川崎区京町２丁目24番４―601号
金眞美　昭和28年12月18日生
呉龍　平成３年６月16日生
住所　川崎市宮前区小台１丁目15番地６
明佳那子　昭和57年９月21日生
住所　川崎市宮前区小台１丁目15番地６
明麻衣子　昭和59年６月12日生
住所　神奈川県大和市中央林間西２丁目６番34号
姜倫香　昭和52年９月２日生
住所　東京都足立区綾瀬７丁目14番１―506号
ダイアン・メイ・フサイ・イシカワ　平成４年１月25日生
住所　東京都新宿区百人町１丁目11番１号
金美玉　昭和54年５月25日生
住所　名古屋市昭和区川原通２丁目３番地２
崔元基　平成６年９月19日生
住所　京都市伏見区向島丸町４番地７
宋宝琛　昭和51年１月８日生
住所　京都府久世郡久御山町下津屋下ノ浜代11番地４
朴鈴子　昭和31年９月11日生
河晃宏　昭和61年12月24日生
住所　京都府八幡市男山美桜12番地３
河幸亮　昭和63年９月２日生
住所　千葉県君津市南久保２丁目６番20号
チャガラウッヴ・アッタウィー　平成２年１月７日生
住所　埼玉県和光市白子３丁目25番59号
崔紗希　昭和63年11月22日生
住所　兵庫県西宮市柳本町１番13―103号
金明浩　昭和46年１月26日生
金響香　平成８年４月29日生
住所　兵庫県伊丹市寺本東２丁目９番８号
孫婷婷　平成元年７月31日生
住所　兵庫県加古川市加古川町粟津492番地
李明　昭和54年４月15日生

○厚生労働省告示第二十八号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第四十三条第一項、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和三十六年政令第十一号）第五十八条及び医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）第百九十九条第一項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四十三条第一項の規定に基づき検定を要するものとして厚生労働大臣の指定する医薬品等（昭和三十八年厚生省告示第二百七十九号）の一部を次のように改正する。

平成二十九年二月一日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

処理人免疫グロブリンの項中「20mL」の下に「、25mL」を加える。

○農林水産省告示第百七十九号

農業災害補償法（昭和二十二年法律第百八十五号）第百二十条の六第五項の規定に基づき、平成二十四年二月一日農林水産省告示第二百四十六号（農業災害補償法第百二十条の六第五項の規定に基づき同項の特定の収穫共済の共済目的の種類等につき農林水産大臣が定める細区分を定める等の件）の一部を次のように改正する。

平成二十九年二月一日

農林水産大臣　山本　有二

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省経営局保険課及び関係県庁に備え置いて縦覧に供する。）

附　則

この告示による改正後の平成二十四年二月一日農林水産省告示第二百四十六号の規定は、この告示の公布の日以後に共済責任期間の開始する果樹共済の共済関係から適用するものとし、同日前に共済責任期間の開始する果樹共済の共済関係については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第百八十号

農業災害補償法（昭和二十二年法律第百八十五号）第百二十条の六第二項（同条第五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第百五十条の五の十三第二項（同条第五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定に基づき、同項の農林水産大臣が定める地域並びに平成三十年産のうんしゅうみかん、りんご、ぶどう、なし、もも、いよかん、おうとう、びわ、かき、くり、うめ、すもも、キウイフルーツ及びパインアップル並びに平成三十一年産のなつみかん及びかんきつ類の果樹（うんしゅうみかん、なつみかん及びいよかんを除く。）の果実の一キログラム当たり価額として農林水産大臣が定める金額を次のように定める。

平成二十九年二月一日

農林水産大臣　山本　有二

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省経営局保険課及び関係都道府県庁に備え置いて縦覧に供する。）